

「ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

平成20年8月1日
経済産業省
商務情報政策局
製品安全課

1. パブリックコメント実施方法

- ・募集期間 : 平成20年6月7日(土)～平成20年7月6日(日)
- ・告知方法 : 経済産業省ホームページに掲載
- ・意見提出方法 : 電子メール、ファックス及び郵送

2. 提出意見数

1件(者)

3. 提出された意見の概要とそれに対する回答

別紙のとおり

ご意見の概要	御意見に対する考え方
<p>(1) 質問 (団体)</p> <p>法律施行時の前後には、一部混乱も予想されます。特に、販売の定義に関してです。</p> <p>流通在庫については、販売猶予が適用され、その間に市場滞留在庫の消費者への販売促進を進めて参ります。その際にガスこんろ単体での販売の場合は、猶予期間終了時点で新基準適用外製品の販売が出来なくなりません。しかし、分譲マンションで、旧基準のガスこんろが組み込まれたシステムキッチンや販売猶予期間中に建物内の台所指定場所に設置したが、まだマンション自体の分譲販売が済んでいないケースで、販売猶予期間終了後にマンション販売が成約された場合、マンションに設置された新基準適用外のガスコンロ (PSマーク貼付なし) は、規制対象になるのでしょうか？</p>	<p>(1)</p> <p>台所に組み込まれたガスこんろが設置されているマンション等の販売は、ガスこんろの販売とは解釈されず、不動産の販売と解釈されることから、規制対象にはなりません。</p> <p>ただし、ガスこんろを取り外しガスこんろを販売することは規制対象となります。</p>